

# ニセコ町分別収集計画

令和元年(2019年)6月

北海道ニセコ町

# ニセコ町分別収集計画

令和元年(2019年)6月1日

## 1 計画策定の意義

本町は、豊かな自然環境に恵まれたまちであり、豊かな自然環境は心身の健康や活力を与えてくれるかけがえのないものであると同時に、まちの産業の基礎にもなっている。

この豊かな自然環境を保全するため本町にはさまざまな仕組みがあり、第5次ニセコ町総合計画(平成24年3月)では「環境創造都市ニセコ」を基本理念に掲げている。また、平成26年3月には国から「環境モデル都市」に認定されている。

豊かな自然環境を基礎としながら、快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、資源循環型社会の形成に向けて、より積極的かつ大胆に転換を図っていく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町では、平成5年度から空き缶・空きビンの分別収集を開始し、平成12年3月には「リサイクル推進実行計画」を策定、容器包装廃棄物を中心とする本格的な分別収集とリサイクルを推進してきた。平成14年3月には、容器包装廃棄物の分別の徹底など、排出されるごみ全般にわたる資源循環型社会への転換の推進を目的として、「ごみ処理基本計画」の見直し策定を行ったところである。また、同年10月から、燃やすごみ、燃やさないごみ、生ごみの分別収集と処理費用の有料化を実施し、現在では7区分17種類の分別収集を行っている。更に、平成14年12月からは燃やすごみを、平成15年10月からは粗大ごみ及び燃やさないごみを広域処理に移行し、現在に至っている。今後も引続きごみの減量化・リサイクル化を進めるために積極的な分別収集に取り組む必要がある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「容器包装リサイクル法」という。)第8条に基づいて一般廃棄物の大半を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を図り、最終処分場を始めとする廃棄物処理施設の長期間の使用を可能にして、資源循環型社会形成とコスト低減の実現をめざすものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりである。

- ① 地域性を考慮した廃棄物循環型社会づくりを進める。
- ② 自然環境保全を前提とした適切な廃棄物処理施設の維持管理を進める。
- ③ 町民の理解と協力に基づく分別収集を推進する。
- ④ 町民・事業者・行政が一体となって、ごみの排出抑制と資源再利用促進化の取り組みを進める。
- ⑤ 町内関係者がそれぞれの立場で可能なことから環境負荷の低減を図る。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年(2020年)4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装、ペットボトル、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

### 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

年度 項目	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
容器包装廃棄物	500t	500t	500t	500t	500t

### 6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のため、町民、事業者、再生業者、行政等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図りながら各種事業を進めるものとする。

#### (1) 廃棄物対策検討委員会の設置による廃棄物の減量化及びリサイクル推進の検討

「廃棄物対策検討委員会」を設置し、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進方策などを決めるにあたり広く町民から意見を聴き、理解と協力の得られるものとする。

#### (2) 自治会衛生組合長の設置

廃棄物の減量化を推進すると共に廃棄物の不適切な取扱いの防止や指導に対して協力を得るため、各自治会に「衛生組合長」を設置依頼する。

#### (3) 教育、啓発活動の充実

広報誌や町ホームページによる定期的な啓発、パンフレット及びチラシ等を活用した町民や事業者への啓発、リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみの排出量の増大による処理経費の増加等ごみ処理に係る厳しい状況についての情報を提供し、意識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な排出方法に関する啓発について積極的に取り組む。

#### (4) 過剰包装の抑制

商工会と連携して、簡易包装の協力店の優良店表彰制度等を検討するなど、小売店等での包装の簡素化を推進する。

#### (5) 買い物袋持参の促進

レジ袋等小売包装の有料化、買い物袋(マイバック)持参の普及啓発、指導を行い、町内小売店から実践の姿勢を示して、容器包装の使用の合理化を図る。

#### (6) 再生品の活用促進

リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進を図る。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

一般廃棄物最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の状況、広域処理の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、町の施設、収集機材、選別施設及び人員等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の容器 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	白色の発泡スチロール製食品トレイ （以下「白色トレイ」と表記） ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

分別の区分と実施時期

No.	収集に係る分別の区分	分別収集する容器包装廃棄物の種類	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
1	金属	スチール製容器					
		アルミ製容器					
2	ガラス	無色のガラス製容器					
		茶色のガラス製容器					
		その他の色のガラス製容器					
3	紙類	飲料用紙製容器					
		段ボール					
		その他の紙製容器包装					
4	プラスチック	ペットボトル					
		その他のプラスチック製容器包装					
		白色トレイ					

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル  
 法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
主としてスチール製の容器	12 t									
主としてアルミ製の容器	17 t									
無色のガラス製容器	(合計) 32 t									
	(引渡) 32 t	(独自) t								
茶色のガラス製容器	(合計) 29 t									
	(引渡) 29 t	(独自) t								
その他のガラス製容器	(合計) 38 t									
	(引渡) 38 t	(独自) t								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1 t		1 t		1 t		1 t		1 t	
主として段ボール製の容器	109 t									
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 2 t									
	(引渡) 2 t	(独自) t								
主としてポリエチレンテレフタレート (PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 32 t									
	(引渡) 32 t	(独自) t								
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 40 t									
	(引渡) 39 t	(独自) 1 t								
(うち白色トレイ)	(合計) 1 t									
	(引渡) t	(独自) 1 t								

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

収集量の見込みについては、直近3年間の実績における平均値を採用した。(P11、別表1)  
 なお、人口の推移は、ここ数年微増の状態、計画期間中についても同様推移の見込み。

**過去5年間の人口の推移**

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4,914人	4,872人	4,921人	5,115人	5,104人

**10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)**

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

**分別収集の実施主体**

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶類	町による定期・拠点回収 (委託)	町 (民間業者委託)
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん類	町による定期・拠点回収 (委託)	町 (民間業者委託)
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	町による定期・拠点回収 (委託)	町 (民間業者委託)
	段ボール	段ボール		
	その他の紙製容器包装	紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期・拠点回収 (委託)	町 (民間業者委託)
		(白色発泡スチロール製食品トレイ) 白色トレイ		
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

### 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

分別収集する容器包装廃棄物は、民間業者へ委託して選別・圧縮・保管するものとする。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶 類	袋	4 t 平ボディ車	民間業者委託
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん類	袋	同 上	
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製 容器				
飲料用紙製容器	紙パック	縛る	同 上	
段ボール	段ボール	縛る	同 上	
その他紙製容器包装	紙製容器包装	袋	同 上	
ペットボトル	ペットボトル	袋	同 上	
その他プラスチック 製容器包装	白色トレイ	袋	同 上	
	プラスチック 製容器包装			

分別収集に必要な施設計画（その1）

施設の種類	対象とする 容器包装廃 棄物等の種 類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管理 主体 等	参 考 欄 (現有施設状況)
【排出段階】				
1 排出容器				
1-1 透明合成樹脂袋	a 缶類（ス チール缶、 アルミ缶分 別なし）	(仕様) 材質：樹脂製 容量：指定なし	町	・H5年度から 分別収集
	b びん類 (無色、茶 色、その他 の色分別な し)	同上	町	・H5年度から 分別収集
	c ペットボ トル	同上	町	・H12年度から 分別収集
	d その他の プラスチック製容器包 装	同上	町	・H13年度から 分別収集
1-2 紙製袋	e その他の 紙製容器包 装	(仕様) 材質：紙製袋 容量：指定なし	町	・H14年度から 分別収集
1-3 紐で縛る	f 紙パック	(仕様) 材質：指定なし	町	・H9年度から 分別収集
	g 段ボール	同上	町	・H9年度から
2 集積場所	a～g	従来集積場所の利用と町資 源ごみ保管庫	町	集積場所の日常管理 は各自治会が実施



分別収集に必要な施設計画（その3）

施設の種類	対象とする 容器包装廃 棄物等の種 類、量等	施設等の仕様（形状、形式、 能力、数量等）及び整備計画	管理 主体 等	参 考 欄 (現有施設状況)
【中間処理 段階】				
1 再生施設				
1-1 リサイクル施設		(整備計画) 民間業者へ委託	民間 業者	
①選別・圧縮設 備	a 缶類（スチ ール缶、アル ミ缶分別）	(仕様) 主要機器：ベルトコンベア、 磁選機、圧縮機2台	民間 業者	H6年度整備
	b びん類（無 色、茶色、そ の他の色分 別）	(仕様) 手選別	民間 業者	
	c ペットボト ル	(仕様) 主要機器：圧縮減容機 能力：100kg/h	町	H12年度整備
	d その他のプ ラスチック製 容器包装	(仕様) 主要機器：圧縮減容器 能力：400kg/h	民間 業者	H15年度整備
1-2 ストックヤード		(仕様) 形状：上屋根付ストックヤード ストックスペース： 缶類 3.0m*6.0m=18.0㎡ びん類 5.5m*10.36m=56.98㎡ ペットボトル 3.0m*4.0m=12㎡ 9.5m*6.3m=59.85㎡ その他のプラスチック 6.3m*21.5m=135.45㎡ 紙類 6.3m*8.0m=50.4㎡ 段ボール 3.5m*8.0m=28.0㎡ 6.3m*5.0m=31.5㎡	民間 業者	H13年度から稼動 H13年度から稼動 H13年度から稼動  H13年度から稼動 H12年度から稼動 H12年度から稼動

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

分別収集計画が実効あるものにするため、次の取り組みを進める。

### （1）自治会衛生組合長による排出指導及び啓発活動

容器包装廃棄物の分別収集を円滑でより効率的に行うため、各自治会衛生組合長を中心として自主的な地域リサイクル活動の推進、分別区分と基準による適正排出の指導及び啓発活動の強化を図る。

### （2）減量化・資源化等についての意見反映

町民や事業者の意見、要望等を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、主として町民からなる廃棄物対策検討委員会において、町の現状及び方策を点検・精査して、計画推進の実行性を図る。

(別表 1)

年度 品目	28 年度	29 年度	30 年度	3 箇年平均 k g	t 換算
缶スチール	1, 429	19, 493	15, 357	12, 093	12
缶アルミ	16, 927	18, 470	14, 319	16, 572	17
びん無色	37, 150	26, 230	33, 930	32, 436	32
びん茶色	31, 590	25, 180	28, 920	28, 563	29
びんその他	34, 700	35, 460	43, 070	37, 743	38
紙パック	1, 350	0	1, 330	893	1
段ボール	109, 350	106, 990	109, 350	108, 563	109
その他紙	2, 740	2, 090	2, 400	2, 410	2
ペットボトル	25, 816	24, 796	44, 847	31, 819	32
その他プラ	38, 300	39, 560	38, 580	38, 813	39
白色トレイ	760	527	261	516	1
小計	39, 060	40, 087	38, 841	39, 329	40